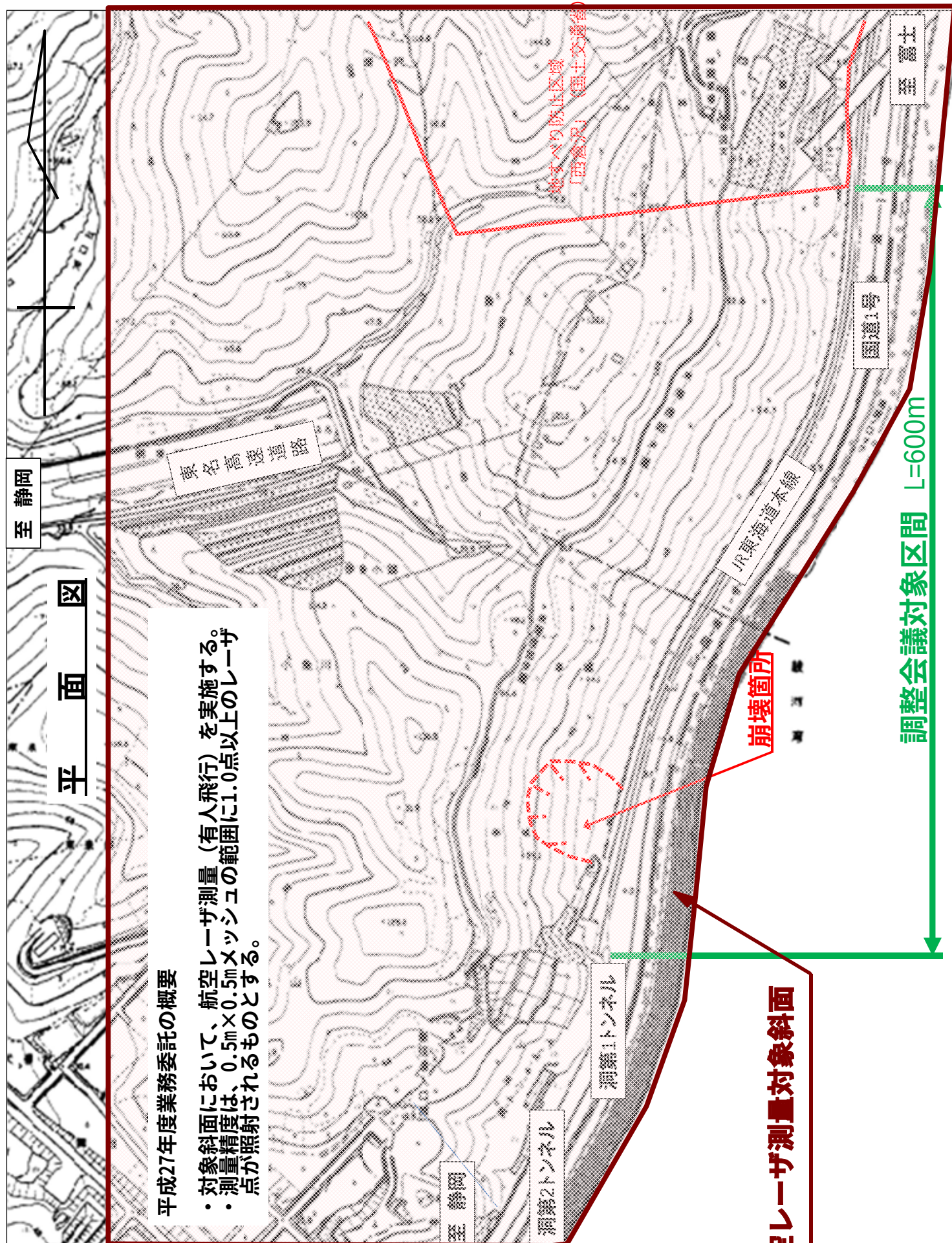


今年度の検討内容等

- ・ 興津地区防災機能強化調整会議に係るスケジュール（案）
- ・ 業務委託 平面図
- ・ 防災機能の強化を図る対応策の方針のイメージ図
- ・ 崩壊土砂の到達範囲
- ・ 傾斜区分図

興津地区防災機能強化調整会議に係るスケジュール（案）

区分	平成 27 年度						平成 28 年度	平成 29 年度
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月		
興津地区 防災機能強化 調整会議	●調整会議開催 土砂崩れ学識・専門家選定 土砂崩れ学識・専門家の指導等 ●調整会議開催 (調査結果報告等)						事業化に向けた取り組み	予 算 措 置
	●担当者打合せ会開催 (調整会議事前打合せ) ●担当者打合せ会開催 (土砂崩れ学識・専門家関係) ●担当者打合せ会開催 (斜面崩壊の想定発生土量、対策工法検討、概概算事業費等) ●担当者打合せ会開催 (調査結果報告、調整会議事前打合せ)							
担当者 打合せ会	【調査業務委託実施】 航空レーザー測量実施 斜面形態判読 資料取りまとめ							
その他	【斜面形態判読の結果、地すべり地形が確認された場合】 対策工法検討 地すべり調査、事業調整等 概概算事業費等						事業調整等	
	【斜面崩壊を想定】 想定発生土量、対策工法検討、概概算事業費等							



防災機能の強化を図る対応策の方針のイメージ図

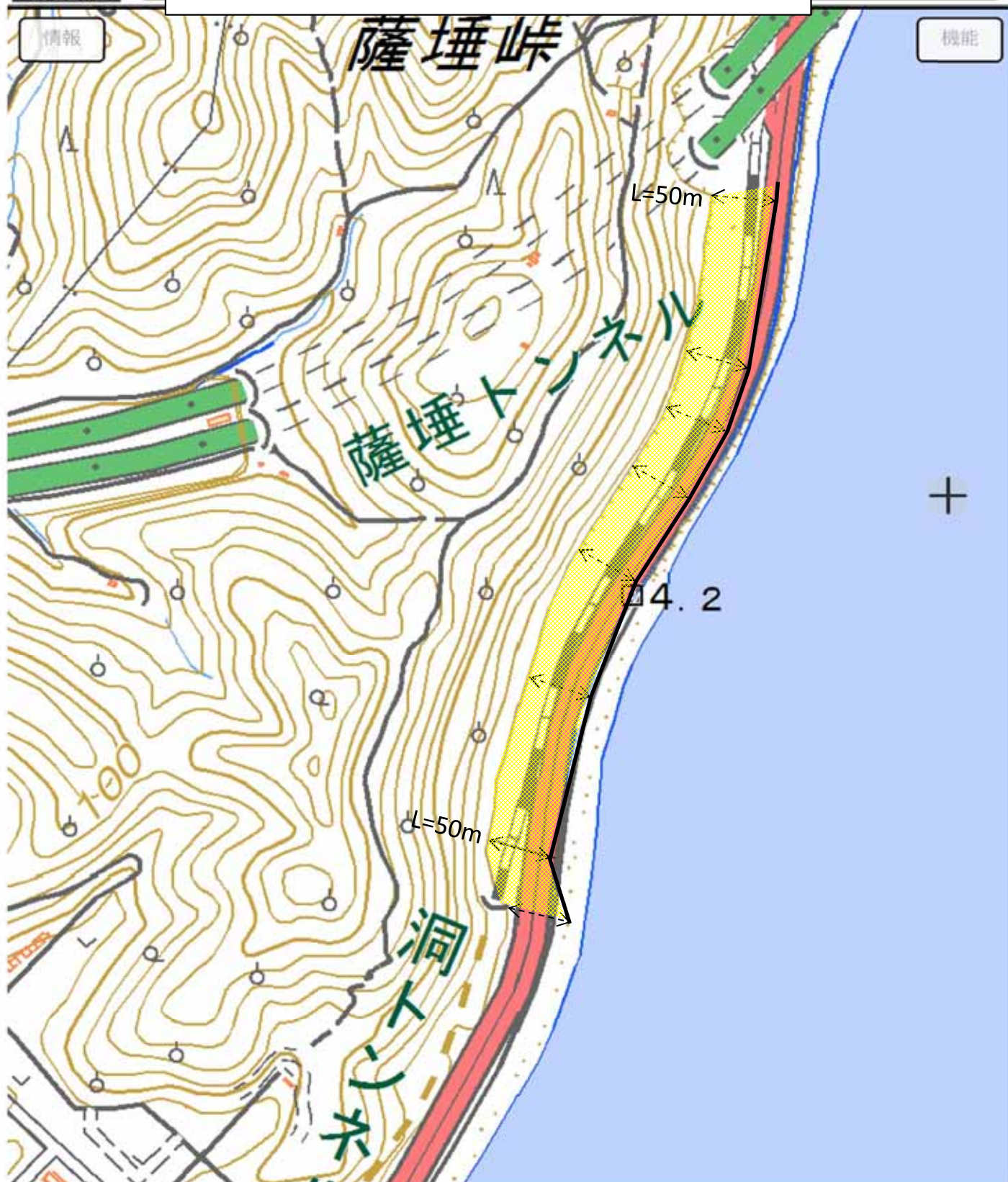
防災機能の強化を図る対応策の方針について、キーワードを下記(1)、(2)の2点としてまとめていく。

(1)「全て斜面改良して、土砂崩壊を防止する」



(2)「既存施設の補強(コストにより区分する)」





土砂災害警戒区域指定基準 準用

・ $2H \geq 50m$ のため、 $L=50m$ で到達範囲を記載している。

06/02 16343. 06/01 37744. 00114,187,311

第三章 土砂災害警戒区域

(土砂災害警戒区域)

第六条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域 (以下「警戒区域」という。) として指定することができる。

2 前項に規定する指定 (以下この条において「指定」という。) は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするとき

は、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項に規定する公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

(土砂災害警戒区域の指定の基準)

第二条 法第六条第一項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊 次に掲げる土地の区域

イ 急傾斜地 (傾斜度が三十度以上である土地の区域であつて、高さが五メートル以上のものに限る。以下同じ。)

ロ 次に掲げる土地の区域のうち一の急傾斜地の上端と下端の右端の点を通る鉛直面と左端の点を通る鉛直面で挟まれる土地の区域

(1) イの急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該上端からの水平距離が十メートル以内のもの

(2) イの急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域で

あつて、当該下端からの水平距離が当該急傾斜地の高さに相当する距離の二倍 (当該距離の二倍が五十メートルを超える場合にあっては、五十メートル) 以内のもの (急傾斜地の崩壊が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石等が到達しないと認められる土地の区域を除く。)

二 土石流 その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川 (当該上流の流域面積が五平方キロメートル以下であるものに限る。第七条第四号ハにおいて「溪流」という。) のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であつて、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が二度以上のもの (土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認

(土砂災害警戒区域の指定の公示の方法)

第三条 法第六条第四項 (同条第六項において準用する場合を含む。) の規定による土砂災害警戒区域の指定 (同条第六項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この条において同じ。) の公示は、当該指定をする旨並びに当該土砂災害警戒区域及び当該土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を明示して、都道府県の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該土砂災害警戒区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村 (特別区を含む。以下同じ。)、大字、字、小字及び地番

二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

三 平面図

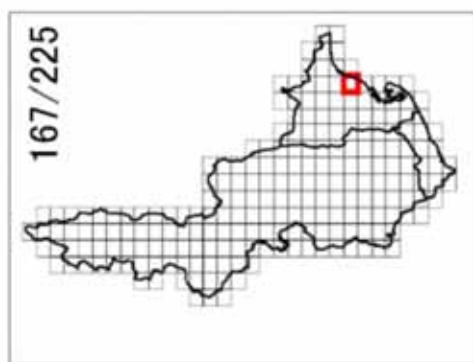
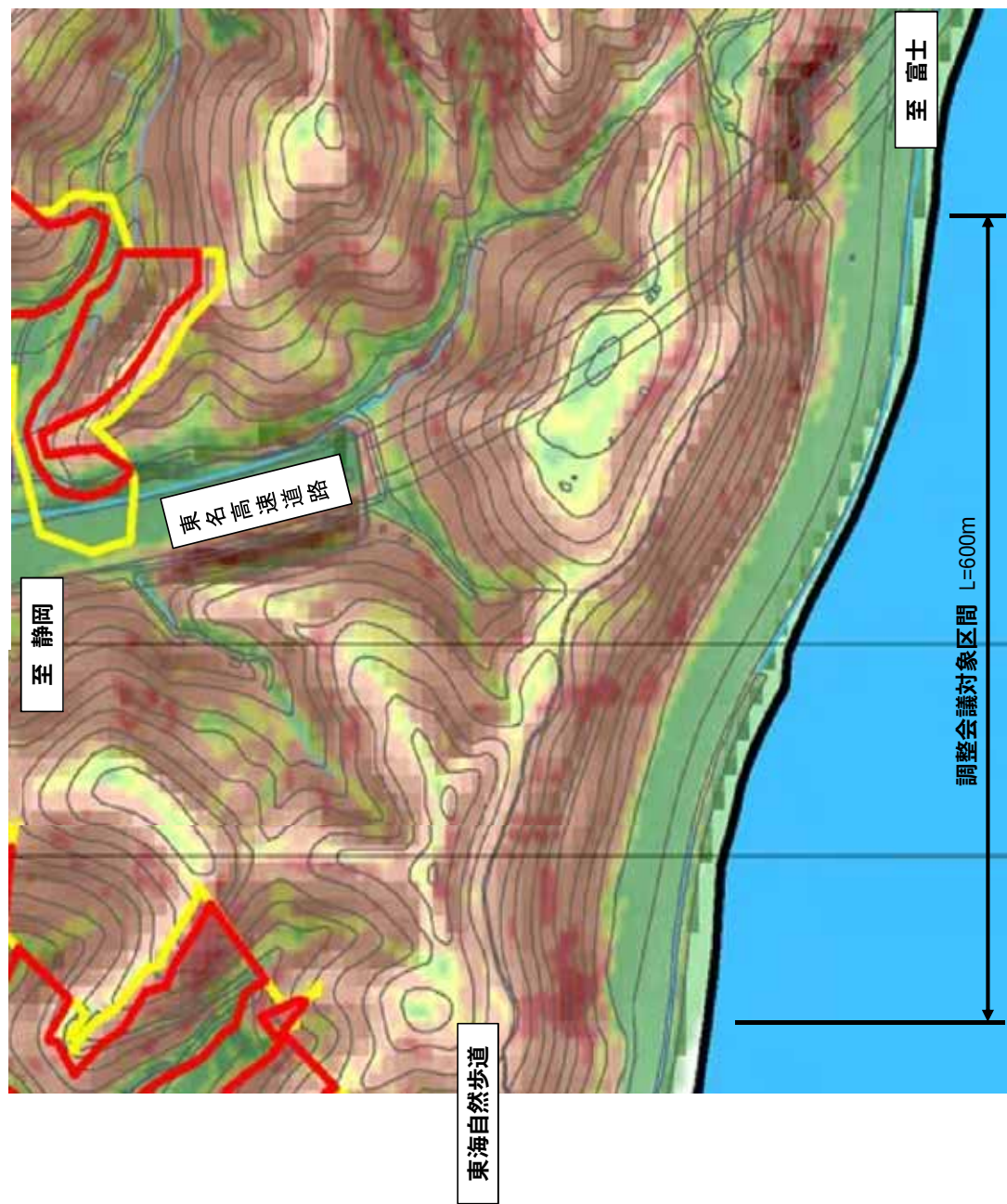
(都道府県知事の行う土砂災害警戒区域の指定の公示に係る図書の送付)

第四条 法第六条第五項 (同条第六項において準用する場合を含む。) の規定による送付は、土砂災害警戒区域位置図及び土砂災害警戒区域区域図により行わなければならない。

2 前項の土砂災害警戒区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、土砂災害警戒区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の土砂災害警戒区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該土砂災害警戒区域及び当該土砂災害警戒区域における土砂災害の発生原因となる自然現象を表示したものでなければならない。

傾斜区分図



凡例

ランク

I

II

III

特別警戒区域・急傾斜地の崩壊

警戒区域・急傾斜地の崩壊

危険箇所

道路線

等高線

建築物

傾斜角(度)

0.00-10.00

10.00-20.00

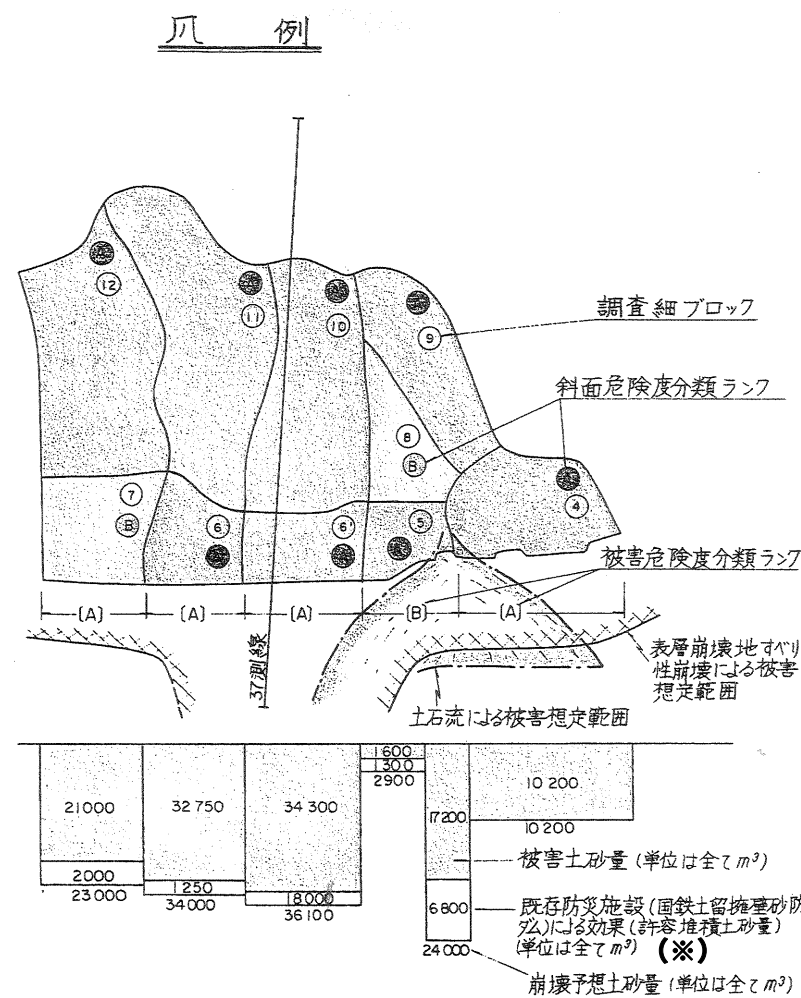
20.00-30.00

30.00-45.00

45.00-90.00

附図-3 崩壊予想土砂量・被害土砂量分布図 および 被害想定図 縮尺=1:2,000

(斜面危険度分類, 被害危険度分類を含む)



斜面危険度分類ラング

斜面崩壊危険度ラング

危険度ラング	考え方
A	危険度が高い
B	やや危険
C	危険度が低い

※:あくまでもポケットの容量であり、施設の安定性評価は考慮していない。(H27.2)

被害危険度分類ラング

被害危険度の評価基準

危険度ラング	判定要素
(A)	・人家5戸(5世帯)以上に被害を及ぼす箇所。 ・上方斜面に地すべりがあって被害土砂量が極めて大きいもの。 ・代償が大きい重要対象家の建造物に重大な影響を及ぼす箇所。 (※:高層道路など)
(B)	・人家5戸(5世帯)未満に被害を及ぼす箇所。 ・人家以外の保全対象が2以上存在し、被害土砂量が多い箇所。 ・人家以外の保全対象が2以上存在し、被害土砂量が多い箇所。
(C)	・人家以外の保全対象が1以上存在し、被害土砂量が多い箇所。 ・人家以外の保全対象が1以上存在し、被害土砂量が多い箇所。
(E)	・保全対象が無い箇所。 ・被害土砂量が少ない箇所。 ・人家以外の保全対象が1以上存在し、被害土砂量が少ない箇所。

A-2-①ブロック

Scale = 1 : 2,000

